

ペット霊園の設置等に関する宇治市の考え方について

1. 犬や猫などのペットが亡くなった場合の現状と課題

(1) 現状

現在、犬や猫などのペットが亡くなった場合の飼い主の対応は、主に次の方法による。

- ① 飼い主が自ら対応（自己所有地への埋葬等）
- ② 飼い主が宇治市へ依頼（焼却）
- ③ 飼い主が民間事業者へ依頼（火葬、返骨、埋葬等）

ペットを家族同然と考えている飼い主が多く、ペットと死別した際には上記③により、できるだけ手厚い対応を望んでいる人が一定数いる。

(2) 課題

ペット霊園の設置やペットの火葬については「墓地、埋葬等に関する法律」は適用されず、また「動物霊園事業において取り扱われる動物の死体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の廃棄物には該当しない。」（旧厚生省通知：「昭和52年8月3日付け厚生省環計第78号」抜粋）とされていることから、廃棄物に関連する法令も適用されない。

こうしたことから、他市等においては、事業者が近隣住民の理解を十分に得ないまま事業を開始しようとしたり、利用者への連絡なしに突然廃業したりするなど、トラブルとなっている事例が生じている。

(3) 府内におけるペット霊園等に関する条例の制定状況

自治体	施行年月
大山崎町	平成 24 年 10 月
井手町	平成 27 年 4 月
京都市	平成 27 年 7 月
京田辺市	令和 4 年 7 月
木津川市	令和 4 年 12 月

2. 宇治市の基本的な考え方

現時点で宇治市内においてペット霊園等に係る具体的なトラブル等の報告はないものの、今後も「市民の良好な生活環境の保全」と「ペット霊園等の利用者の保護」のそれぞれを確保するための対応が必要と考え、条例の制定に向けて検討していく。